

建設工事の発注事業者等の皆さまへ

建設業の働き方改革（労働時間規制など）を踏まえた 余裕のある工期設定をお願いします

建設業では、2024年4月から時間外労働の上限規制が罰則付で適用が開始されます。**（上限規制違反の違法工事は法律で禁止！）**

工事発注の際は時間外労働を前提としない、**余裕のある工期**で契約を締結するなど、**働く方の休日数（週休2日）も考慮**した対応をお願いします。

⊘ 著しく短い工期を設定するなどの行為は禁止されています！



「注文者」には、元請負人、下請に出している下請負人、発注者が含まれます。

適切に契約変更（工期変更）しましょう！

工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、その原因を特定（発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないもの）した上で、**受発注者間で協議して必要に応じて契約変更（工期変更）**を行いましょう。

改正建設業法や工期に関する基準

働き方改革関連法と同時期に建設業法が改正され、国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対し、**勧告**を行うことができ、従わない場合はその旨**公表**できることになりました。

また、発注者と受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項をまとめた「建設工事の工期に関する基準」が策定されました。

リーフレット



工期に関する基準

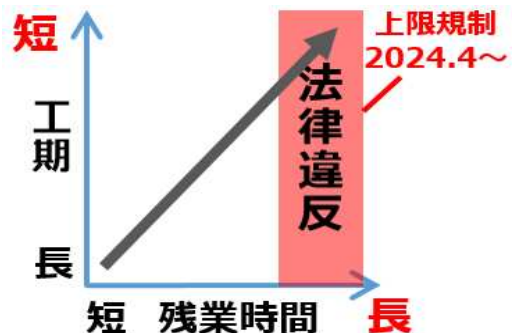


国土交通省HP内

[: https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001612259.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001612259.pdf)

[: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html)

～ 残業時間と工期の関係～ （イメージ図）



島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

改正労働基準法等の関係制度の周知並びに理解の促進に向けて、建設業者による自主的な取組を促進し、その他必要な支援等を行うことを目的に設立した組織です。島根労働局、中国地方整備局、島根県、一般社団法人島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会により構成されています。